

# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
20	地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の利用が可能となるよう見直し	京都府	1～6
21	地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し	大分県 京都府 加古川市	7～12 13～22 23～52
22	マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し	大分県 京都府	53～62 63～66
8	他自治体において退職した職員に係る再任用制度の規制緩和	川口市	67～68
23	マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し	大分県 兵庫県 大阪府	69～72 73～80 81～88
29	マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止	豊田市 新宿区	89～98 99～102
27	地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和	伊丹市 石川県	103～106 107～114
19	国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止	兵庫県	115～122
25	鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設	岐阜県	123～128

平成28年度

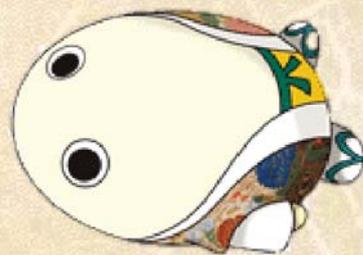
地方分権改革に関する提案募集

ヒアリング資料(重点番号20)

特別賃貸府営住宅の管理に関する事務

平成28年7月15日

京 都 府



## 府営住宅等の概要

区分	府営住宅		特別賃貸府営住宅	特定公共賃貸府営住宅
	公営住宅	準公営住宅		
制度根拠	公営住宅法	京都府府営住宅条例	京都府府営住宅条例	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の住宅を供給する。	長期空家である特定公営住宅を用途廃止し、公営住宅に準じる住宅として低額所得者に供給するもの。	府営住宅に入居できない収入超過者層で高額所得者層以下の比較的所得の高い層を対象とした府営住宅に準じた住宅を供給する。 (公営住宅とUR賃貸住宅との入居者階層の間を補完)	優良な賃貸住宅が不足し、かつ、原則、特定優良賃貸住宅(たいあつが住宅)による供給が十分には期待しえない地域において、中堅所得者に対する公的賃貸住宅として供給する。
団地数 管理戸数	134団地 13,294戸	6団地 70戸	8団地 1,600戸	5団地 55戸
対象階層 (収入分位)	本来階層: 0~25%(0~158,000円/月) 裁量階層: 0~40%(0~214,000円/月) ※裁量階層とは高齢者、障害者等要配慮者	0~60%(0~313,000円/月) ※平成16年6月までは25~60%の層を対象	25~80%(158,000~487,000円/月) ※40歳未満者は139,000~487,000円/月	

地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の利  
用が可能となるよう見直し

【特別賃貸府営住宅の管理に関する事務】

特別賃貸府営住宅

府営住宅に入居できない収入超過者層で高額所得者層以下の比較的所得の高い層を対象とした住宅  
(公営住宅とUR賃貸住宅との入居者階層の間を補完)

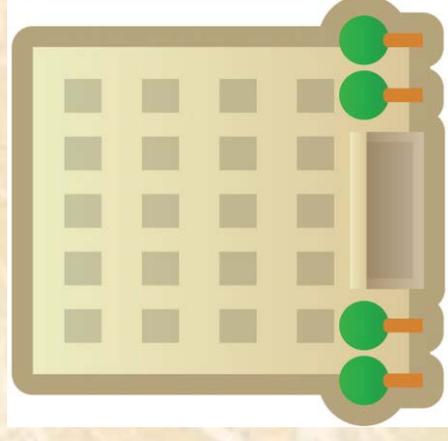
8団地  
1,600戸

このうち、収入分位が  
214,001円～313,000円  
の世帯 → 177戸

対象階層  
(収入分位)

0～60%(0～313,000円/月)

※平成16年6月までは25～60%の層を対象



特別賃貸府営住宅の入居に際して必要な提出(提示)書類

- ・住民票
- ・課税証明書
- ・生活保護受給証明書
- ・身体障害者手帳等

情報連携における個人情報保護委員会の見解

対象者は、おおむね公営住宅法第1条に定める「住宅に困窮する低額所得者」に該当する者(収入分位:0~214,000円/月)

支障事例

「214,000円/月」までの世帯であれば、情報連携により、課税証明書等の添付は不要だが、それ以上の収入がある世帯は添付が必要

提案内容

地方公共団体が管理する住宅全般について、府民の利便性向上を図る観点から、情報連携を可能としていただきたい(個人情報保護委員会が定める「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」に追加)

情報連携の範囲  
(提案が実現した場合)

住民票関係情報	×	→	○
地方税関係情報	×	→	○
生活保護関係情報	×	→	○
障害者関係情報	×	→	○



特別賃貸府営住宅の管理形態

京都府住宅供給公社を指定管理者に指定

指定管理者は、情報提供ネットワークシステムを使用できないこととされているため、公社職員が情報連携に係る事務を担えない

